

寒川町空家等対策協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、寒川町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>～略～</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、寒川町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>